

(証券コード 3847)
2021年6月2日

株主各位

埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号
パシフィックシステム株式会社
代表取締役社長 渡邊 泰博

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防策のご配慮をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2021年6月17日（木曜日）午後5時40分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月18日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号
当社3階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | | 補欠監査役2名選任の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | | |
| | | 議決権行使書用紙に各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。 |

以 上

※本年から、株主総会にご来場される株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.pacific-systems.co.jp/>) に掲載させていただきます。

＜当社の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応＞

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から以下のとおり対応させていただきますので、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主席へのご案内の際には、できるだけゆとりのある配置で座っていただけるようにします。
- ・ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようにインターネットライブ中継と事前質問受付を行います。なお、これらの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.pacific-systems.co.jp/>) にてお知らせいたします。

【ご来場される株主様へ】

- ・株主総会当日は受付にて検温をさせていただきます。37.5℃以上の体温が確認された株主様や体調不良と見受けられる株主様については、運営スタッフがお声がけしてご入場をお控えいただくことがございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。

【株主様へお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(当期の経営成績)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受けて、厳しい状況となりました。また、感染拡大の防止策を講じつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくなかで、一部持ち直しの動きが見られたものの、感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発令もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、情報化投資としてAI、IoT及び新型コロナウイルス対応のためのデジタル技術などのICT（情報通信技術）の利活用が継続する一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による情報化投資の抑制・延期などの影響がみられました。

このような事業環境のもと、当社グループは20中期経営計画(2018年度～2020年度)の最終年度として、顧客・社員の安全衛生を確保しながら、基本方針に従って、主要事業の推進に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、機器等販売が増収となりましたが、ソフトウェア開発及びシステム販売、システム運用・管理等のセグメントで減収となったため、10,588百万円（前期比2.1%減）となりました。利益につきましては、売上高の減収により営業利益は721百万円（同11.5%減）、経常利益は735百万円（同10.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は393百万円（同25.6%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりとなります。

① 機器等販売

前年度のWindows10への情報関連機器の更新需要の反動を受けて、当年度は厳しい状況を想定しておりましたが、子会社のGIGAスクール構想案件も加わり機器販売が増加したことで、売上高は2,735百万円（前期比7.2%増）となりました。セグメント利益は売上高の増加により、224百万円（同21.3%増）となりました。

② ソフトウェア開発

コロナ禍の影響を受けて、顧客の情報化設備投資の見直しがあり、受注の減少や開発案件の中断等で、売上高は2,186百万円（前期比4.2%減）となりました。セグメント利益は売上高は減少したものの、作業効率化等により、405百万円（同7.8%増）となりました。

③ システム販売

コロナ禍において画像処理システムや生コン関連、インフラサービス、医療については、顧客の情報化設備投資の見直しで、受注の減少やプロジェクトの延期等により、売上高は2,511百万円（前期比9.7%減）となりました。セグメント利益は売上高の減少により、203百万円（同22.8%減）となりました。

④ システム運用・管理等

子会社で前年度上期まで続いた大口顧客のデータセンタ業務が契約満了となり、新たな顧客の獲得を目指しておりましたが、コロナ禍で獲得には至らず、売上高は3,155百万円（前期比1.4%減）となりました。セグメント利益は売上高の減少により、960百万円（同5.1%減）となりました。

セグメント別売上高の概況

セグメント	売 上 高 (千円)	構成比 (%)	前期比較 増減率 (%)
機 器 等 販 売	2,735,171	25.8	7.2
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	2,186,482	20.7	▲4.2
シ ス テ ム 販 売	2,511,140	23.7	▲9.7
システム運用・管理等	3,155,222	29.8	▲1.4
合 計	10,588,016	100.0	▲2.1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は488百万円であり、内訳の主なものは、各小中学校向け機器、基幹システムサーバ更新であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

- (4) 他の会社の事業の譲受けの状況
当連結会計年度における事業の譲受けはありません。
- (5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない先行き不透明な状況ではあるものの、従来以上に各企業におけるICT（情報通信技術）の役割は重要性を増し、情報化投資意欲は益々高まっていくものと考えられます。また技術の発展・応用が様々な分野で拡大していくことや人材不足の問題などIT業界を取り巻く環境も常に変化し、その変化に臨機応変に対応していくことが重要になってきます。

このような状況のもと、当社グループは新たに23中期経営計画(2021年度～2023年度)をスタートさせ、以下のビジョンと基本方針に従い、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、企業価値の向上に努めてまいります。

<ビジョン>

「お客様と社会に貢献するサービス・技術を提供し続け、企業価値を高めていく」

- ◎社会・顧客が喜ぶ成果を提供する
- ◎常にチャレンジ精神を発揮する
- ◎企業価値（財務的価値・人材・技術力・社会的価値）を高める

<基本方針>

「攻め」～コスト・人材を注いでチャレンジし、発展に直接繋げる～

- ①強みを知り、強化する
- ②既存技術の展開
- ③新規技術の獲得
- ④営業力の強化
- ⑤利益率の向上
- ⑥開発作業の変革

「守り」～管理の強化とそれを下支えする制度の構築、次の成長の準備～

- ①品質向上

- ②顧客満足度の向上
- ③ガバナンス強化
- ④不採算案件の極小化
- ⑤安全衛生の徹底と社員の健康度向上
- ⑥リスク管理の強化
- ⑦成長・教育・やり甲斐の充実化

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第18期	2018年度 第19期	2019年度 第20期	2020年度 第21期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	9,624,709	10,423,221	10,813,200	10,588,016
経 常 利 益(千円)	668,149	784,790	823,948	735,252
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	447,745	512,595	528,978	393,720
1株当たり当期純利益(円)	302.59	346.42	357.49	266.09
総 資 産(千円)	7,415,245	7,478,870	8,679,104	9,445,595
純 資 産(千円)	4,382,600	4,729,190	5,109,683	5,317,295

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社である太平洋セメント株式会社は、当社の普通株式1,017,000株（出資比率68.7%）を保有いたしております。当社は同社から役員の派遣（取締役1名）の他、事業全般にわたる取引（当連結会計年度の売上高比率は29.8%）及び不動産賃借（熊谷センター）関係があります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ.当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

当社の事業運営に関しては、グループ会社の運営・管理に関する基本方針に基づくものの、事業上の制約はなく、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営及び事業活動を行っております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 シ ス テ ム ベ ー ス	千円 30,000	% 100.0	主に岩手県内企業、自治体向け情報サービス及びパッケージソフトウェアの設計、開発

株式会社システムベースの当事業年度の売上高は3,227,577千円（前期比15.0%増）、当期純利益は176,376千円（同10.5%増）となりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、当社（パシフィックシステム株式会社）及び連結子会社である株式会社システムベースの2社で構成しております。

当社は、製造業・流通業・金融業等向けに情報サービス事業を行い、株式会社システムベースは岩手県内の企業及び自治体向けを中心に当社と連携した情報サービス事業を行っております。

また、親会社である太平洋セメント株式会社及びそのグループ会社との間では、当社は情報サービス事業全般にわたる取引を行っております。

当社グループの事業内容を「機器等販売」「ソフトウェア開発」「システム販売」「システム運用・管理等」の4つのセグメントで示すと次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品
機 器 等 販 売	パソコン、サーバー及び周辺機器とパッケージソフトウェア等の仕入・販売を行っております。
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	製造業・流通業・金融業等幅広くアプリケーションシステムの受託開発業務を行っております。また、主に製造業向けにERP事業のコンサルとシステム開発を行っております。
シ ス テ ム 販 売	画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを行っております。
システム運用・管理等	ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、パソコン教育、保守サービス等を行っております。

(11) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社 埼玉県さいたま市桜区田島 8 丁目 4 番 19 号
東京オフィス 東京都中央区日本橋室町
西日本支社 大阪府大阪市
熊谷センター 埼玉県熊谷市
中部センター 愛知県名古屋市中区

② 子会社の事業所

株式会社システムベース (本社：岩手県北上市)

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
620名	1名増

(注) 1. 従業員数は就業人数です。

2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
465名	3名増	41.8歳	17.3年

(注) 1. 従業員数は就業人数です。

2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,920,000株
 (2) 発行済株式総数 1,480,000株 (自己株式 365株含む)
 (3) 株 主 数 466名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	1,017,000株	68.73%
パシフィックシステム社員持株会	77,900株	5.26%
A G S 株 式 会 社	30,000株	2.02%
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	30,000株	2.02%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	20,000株	1.35%
増 古 恒 夫	12,000株	0.81%
み ず ほ リ ー ス 株 式 会 社	10,000株	0.67%
小 南 毅	8,400株	0.56%
久 保 永 史	7,400株	0.50%
小 澤 文 男	7,000株	0.47%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

(１) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 泰 博	
取 締 役	大久保 光敏☆	専務執行役員企画部長
取 締 役	山 上 浩 司☆	執行役員サービビジネス部長
取 締 役	永 野 良 治☆	執行役員営業３部長
取 締 役	杉 山 一 彦	
取 締 役	久 保 永 史	
取 締 役	加 藤 勉	太平洋セメント株式会社経営企画部ＩＴ企画グループリーダー
取 締 役	腰 原 貞 利	
常 勤 監 査 役	藤 井 茂 樹	
監 査 役	田 中 康 義	税理士（田中康義税理士事務所）
監 査 役	松 下 満 俊	弁護士（梶谷綜合法律事務所） 株式会社ツムラ社外取締役（監査等委員）

- (注) １．取締役のうち腰原貞利氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- ２．監査役のうち田中康義氏及び松下満俊氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
- ３．監査役田中康義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ４．当社は執行役員制度を導入しております。☆印は執行役員を示しております。
なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。
- ５．当事業年度中に退任した取締役及び監査役はおりません。

取締役兼務者以外の執行役員

氏 名	役 位	担 当
百 木 田 実	執 行 役 員	事業推進室長
中 島 良 樹	執 行 役 員	開発３部長
池 田 正 紀	執 行 役 員	画像ＣＳ＆ＴＥ部長
岡 田 正 美	執 行 役 員	西日本支社長 兼 同営業部長
田 仲 浩 千	執 行 役 員	経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償の責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、株主総会で決議されている取締役全員に支給する報酬等の限度額の範囲内で、取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与し企業価値の持続的な向上が図られる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬は、職務執行の対価としての基本報酬としての固定報酬と、当該事業年度の業績に連動した変動報酬により構成し、社外取締役の報酬は、業務執行からの独立性確保の観点より、固定報酬のみで構成しております。

また、決定方針については、2021年3月29日開催の第274回取締役会で決議しております。

2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2008年6月18日開催の第8回定時株主総会において成果報酬制度の導入を決議し、2008年7月から取締役報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分は1千万円以内）と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。監査役の報酬については、2006年6月26日開催の第6回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 渡邊 泰博が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役に対して業績を評価した報酬額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外 取締役)	59,712 (3,600)	56,448 (3,600)	3,264 (-)	- (-)	7 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	18,468 (7,200)	18,468 (7,200)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬として取締役に對しては、当該事業年度の業績向上と持続的な企業価値向上が図れるように、当該事業年度の連結営業利益に応じた算出額を翌年度に12分割して月例の固定報酬に加算して支給しております。

当該事業年度を含む連結営業利益の推移は、以下のとおりです。

区 分	2017年度 第18期	2018年度 第19期	2019年度 第20期	2020年度 第21期 (当連結会計年度)
連 結 営 業 利 益(千円)	670,226	773,169	815,689	721,588

2. 非金銭報酬については、現時点においては導入を検討しておりません。

3. 無報酬の取締役は1名おります。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況

1) 社外取締役 腰原 貞利氏

同氏には重要な兼職先はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会14回のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を行っております。

2) 社外監査役 田中 康義氏

同氏は、田中康義税理士事務所を経営しております。同事務所と当社との間には取引関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会11回のうち10回に出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

3) 社外監査役 松下 満俊氏

同氏は、梶谷綜合法律事務所にて弁護士として活動しております。同事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

また、同氏は株式会社ツムラの社外取締役(監査等委員)を務めておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会14回のうち14回に出席し、また監査役会11回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) 会計監査人の名称 | 有限責任 あずさ監査法人 |
| (2) 会計監査人の報酬等の額 | 26,500千円 |
| (3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,500千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

(1) 取締役、執行役員、参与及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、コンプライアンスの推進に関して、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理行動規範」を定め、すべての取締役、執行役員、参与及び従業員に周知徹底を図ります。

また、コンプライアンス体制の促進を図るための手段の一つとして倫理ホットラインを設置、運営いたします。この場合、通報者に不利益がないことを確保いたします。

2) 社外取締役を選任し、また社外取締役の中から独立役員を選任して、取締役の職務執行の監督を強化いたします。

3) 監査部を設置し、定期的に各部門（子会社も含む）の業務執行について監査を実施し、その結果を取締役社長に報告いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的文書含む）その他重要な情報を、法令・社内規程に基づき適切に保存を行います。

① 株主総会議事録と関連資料

② 取締役会議事録と関連資料

③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

また、情報の管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護規程」及び「文書管理規程」、「文書保存基準」の定めに基づき適切に管理いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント方針」に基づき、リスクマネジメントシステムを確立し、取締役社長を最高責任者とし、当社全部門から選抜した担当責任者で構成した体制により、リスク管理を行います。

当社の経営に重大な影響を与えるようなリスクが発生した場合においては、「リスクマネジメントマニュアル」に従って必要な対策を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定すると共に、各部門においてはその目標達成に向

け具体策を立案・実行することによって、効率化を図ります。

2) 業務の執行については、執行役員制度を導入し、次の通り経営の意思決定及び監督と業務執行を分離することにより、迅速化を図ります。

①取締役で構成する取締役会を月1回開催し、中期経営計画、年度予算、その他重要な経営方針を審議・決定いたします。

②社長と執行役員で構成する経営会議を月2回開催し、業務執行に関わる重要な事項を審議・決定いたします。

なお、一部の業務執行の決定については執行役員へ権限委譲いたします。

③執行役員は取締役会の方針及び経営会議の決定に従い、責任をもって業務を執行し、執行状況を取締役会へ報告いたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び子会社においては、「コンプライアンス基本方針」を策定し、またコンプライアンス推進責任者のもと、その趣旨を正しく理解し、これを遵守して業務を遂行いたします。

また、コンプライアンスに関する定期報告を求め、業務の執行状況を管理いたします。

2) 子会社の経営につきましては、取締役、執行役員、参与又は従業員を子会社の取締役又は監査役として派遣し、直接経営に参加いたします。また「関係会社管理規程」に基づき、子会社より業務の執行状況について報告を求め、子会社に対し、その自主性を尊重しつつ必要な管理を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役会と相談の上、監査役会の意向を十分考慮することといたします。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の意見を得た上で実施することといたします。監査役の職務を補助すべき従業員は、会社の業務執行に係る職務を兼務せず、監査役の業務指示に従って職務を遂行し、その人事上の評価は監査役の意見を聴取するものといたします。

2) 当社職務権限規程では、職制に従い上級職位より命令を受けた下級職位はこれに従わなければならないことを規定していますが、監査役の職務を補助すべき

従業員として任命された場合も、この規程を適用することとし、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された者は監査役の指示に従わなければならないことを周知いたします。

(8) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役、執行役員、参与及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。

2) 子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員、又これらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。

3) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員は「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行うことといたします。

以上のことをグループ全体に周知いたします。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全体に周知いたします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算いたします。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は社外監査役とし、透明性を担保いたします。月1回の監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議いたします。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な業務執行の決定過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な申請書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員、参与又は従業員にその説明を求めることといたします。

また、常勤監査役は、内部監査部門並びに会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることといたします。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、当社全部門及びグループ各社において選抜した担当責任者で構成した体制により、財務報告に係る内部統制を整備し運用いたします。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、「企業倫理行動規範」に、市民社会の秩序に脅威を与える団体、個人に対して毅然とした態度で立ち向かい一切の関係を遮断する旨を明記し、すべての取締役、執行役員、参与及び従業員、その他会社の業務に従事する者に対し、啓発活動を継続的に実施いたします。また、反社会的勢力に対する対応として、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力の情報、対処等を総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処いたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織（全社の内部統制の運営チーム及び評価チーム）がモニタリングし、改善を進めております。また、監査部は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的を実施しており、当社及び子会社並びにその全役員及び全社員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置し、自浄作用を高めることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社はリスク管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、及び万一経営に重大な影響を及ぼす事項が発生した場合に被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメントシステムを構築し、運用しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、監査部等の内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。

一方、当社グループが属する情報サービス業界は技術革新の変化が激しい分野であります。その中で将来に向けて成長していくためには技術開発等への投資が必要であり、また経営基盤の強化が求められます。

このような観点から、当社の配当政策は内部留保の充実を図りながら、業績に応じて積極的に利益還元を行うことを基本方針としており、当社連結業績における配当性向30%～50%を目安としております。

また、剰余金の配当は機動的に行っていく方針です。

このため、当社は中間配当及び期末配当のほかに基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨及び取締役会決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,397,376	流 動 負 債	3,453,907
現 金 及 び 預 金	1,488,914	買 掛 金	1,952,189
受取手形及び売掛金	3,091,891	リ ー ス 債 務	170,796
リ ー ス 投 資 資 産	470,616	未 払 費 用	255,428
商 品 及 び 製 品	57,747	未 払 法 人 税 等	80,658
仕 掛 品	1,111,582	賞 与 引 当 金	462,495
原材料及び貯蔵品	27,892	受 注 損 失 引 当 金	19,567
そ の 他	150,986	アフターコスト引当金	43,717
貸 倒 引 当 金	△2,256	そ の 他	469,053
固 定 資 産	3,048,219	固 定 負 債	674,392
有 形 固 定 資 産	1,957,005	リ ー ス 債 務	345,567
建 物 及 び 構 築 物	741,163	退職給付に係る負債	20,546
工具器具及び備品	129,280	そ の 他	308,278
土 地	531,977		
リ ー ス 資 産	382,582	負 債 合 計	4,128,300
そ の 他	172,001	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	428,116	株 主 資 本	5,246,583
ソ フ ト ウ ェ ア	112,819	資 本 金	777,875
リ ー ス 資 産	179,465	資 本 剰 余 金	239,946
そ の 他	135,831	利 益 剰 余 金	4,229,499
投 資 そ の 他 の 資 産	663,097	自 己 株 式	△737
投 資 有 価 証 券	249,572	その他の包括利益累計額	70,712
退職給付に係る資産	189,827	その他有価証券評価差額金	124,621
繰 延 税 金 資 産	150,223	退職給付に係る調整累計額	△53,909
そ の 他	75,911	純 資 産 合 計	5,317,295
貸 倒 引 当 金	△2,438	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,445,595
資 産 合 計	9,445,595		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		10,588,016
売上原価		8,106,540
売上総利益		2,481,476
販売費及び一般管理費		1,759,888
営業利益		721,588
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	4,478	
受取手数料	1,835	
受取保険料	6,000	
補助金の収入	5,558	
その他	2,520	20,419
営業外費用		
支払利息	3,091	
支払割引	2,273	
支払手数料	805	
その他	584	6,755
経常利益		735,252
特別損失		
固定資産除却損	3,339	
支払補償金	143,124	146,464
税金等調整前当期純利益		588,787
法人税、住民税及び事業税	197,245	
法人税等調整額	△2,177	195,067
当期純利益		393,720
親会社株主に帰属する当期純利益		393,720

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年4月1日から）
（2021年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 利 余 本 金	利 益 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	777,875	239,946	4,013,335	△737	5,030,419
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△177,556		△177,556
親会社株主に帰属する当期純利益			393,720		393,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	216,163	—	216,163
当 期 末 残 高	777,875	239,946	4,229,499	△737	5,246,583

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	104,888	△25,625	79,263	5,109,683
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△177,556
親会社株主に帰属する当期純利益			—	393,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,732	△28,284	△8,551	△8,551
当 期 変 動 額 合 計	19,732	△28,284	△8,551	207,611
当 期 末 残 高	124,621	△53,909	70,712	5,317,295

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 1 社
連結子会社の名称 (株)システムベース
2. 持分法の適用に関する事項
非連結子会社及び関連会社はありません。
3. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時 価 の あ る も の……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 時 価 の な い も の……移動平均法による原価法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 商 品……移動平均法
 半 製 品……移動平均法
 原 材 料……移動平均法
 仕 掛 品……個別法
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
 ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 3～38年
 工具器具及び備品 2～20年
無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
 なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過
引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）

② その他の場合

工事完成基準

7. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1, 980, 451千円

2. 偶発債務

当社及び得意先は、得意先が当社製品を組み込み・納入した機械に関連して、生産物賠償責任保険契約に基づいて保険金を支払ったとして、2018年8月30日付で保険会社より保険代位による求償金263, 273千円の支払いを求める訴訟を提起されております。

現時点での影響額は不明であります。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1, 480, 000		—		—	1, 480, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年5月25日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 177, 556千円

②1株当たりの配当額 120円

③基準日 2020年3月31日

④効力発生日 2020年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 184, 954千円

②配当の原資 利益剰余金

③1株当たりの配当額 125円

④基準日 2021年3月31日

⑤効力発生日 2021年6月21日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金及び受取手形、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されていますが、長期に滞留しているものではありません。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を定期的に行うことで管理しています。

買掛金及び未払費用は、流動性リスクに晒されていますが、支払期日は1年以内です。当該リスクに関しては、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

リース債務は、主に設備投資のための資金調達であり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち21.6%が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,488,914	1,488,914	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,091,891	3,091,891	—
(3) リース投資資産	470,616	468,324	△2,292
(4) 投資有価証券 その他有価証券	245,427	245,427	—
資産計	5,296,850	5,294,558	△2,292
(1) 買掛金	1,952,189	1,952,189	—
(2) 未払費用	255,428	255,428	—
(3) リース債務	516,364	516,533	169
負債計	2,723,982	2,724,152	169

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) リース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	82,107	245,427	163,320
	小計	82,107	245,427	163,320
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		82,107	245,427	163,320

負債

(1) 買掛金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 投資有価証券」には含まれていません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,145

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 3,593円65銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 266円09銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積もり

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による顧客の情報化投資の抑制・延期などの影響は見られましたが、当事業年度の業績への大きな影響は出ておらず、将来においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,891,160	流 動 負 債	1,423,860
現 金 及 び 預 金	893,576	買 掛 金	429,266
受 取 手 形	73,368	リ ー ス 債 務	39,561
売 掛 金	1,641,816	未 払 金	110,261
リ ー ス 投 資 資 産	470,616	未 払 費 用	174,909
商 品 及 び 製 品	55,160	未 払 法 人 税 等	20,598
仕 掛 品	411,831	未 払 消 費 税 等	57,886
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	27,892	前 受 金	1,357
前 払 費 用	101,855	預 り 金	16,111
短 期 貸 付 金	200,000	前 受 収 益	169,051
未 収 入 金	16,668	賞 与 引 当 金	353,498
そ の 他	353	受 注 損 失 引 当 金	8,786
貸 倒 引 当 金	△1,978	アフターコスト引当金	42,573
固 定 資 産	2,501,166	固 定 負 債	229,553
有 形 固 定 資 産	1,113,510	長 期 未 払 金	3,695
建 物	427,670	リ ー ス 債 務	35,780
構 築 物	3,026	長 期 前 受 収 益	180,714
機 械 及 び 装 置	11,826	資 産 除 去 債 務	9,363
工 具 器 具 及 び 備 品	107,237		
土 地	431,600		
リ ー ス 資 産	74,890		
建 設 仮 勘 定	20,647		
そ の 他	36,611		
無 形 固 定 資 産	150,102	負 債 合 計	1,653,414
ソ フ ト ウ ェ ア	101,166	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	46,775	株 主 資 本	4,632,092
リ ー ス 資 産	273	資 本 金	777,875
そ の 他	1,886	資 本 剰 余 金	235,872
投 資 そ の 他 の 資 産	1,237,554	資 本 準 備 金	235,872
投 資 有 価 証 券	202,150	利 益 剰 余 金	3,619,082
関 係 会 社 株 式	678,631	利 益 準 備 金	24,502
出 資 金	210	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,594,579
敷 金 及 び 保 証 金	32,909	繰 越 利 益 剰 余 金	3,594,579
前 払 年 金 費 用	267,349		
繰 延 税 金 資 産	56,146	自 己 株 式	△737
破 産 更 生 債 権 等	2,102	評 価 ・ 換 算 差 額 等	106,820
そ の 他	156	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	106,820
貸 倒 引 当 金	△2,102		
資 産 合 計	6,392,327	純 資 産 合 計	4,738,912
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,392,327

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,478,110
売上原価	5,675,972
売上総利益	1,802,138
販売費及び一般管理費	1,343,942
営業利益	458,195
営業外収入	60
受取配当金	67,160
受取手数料	1,483
受取保険料	6,000
受補助金の収入	3,558
その他	3,249
営業外費用	498
支払上割引	2,273
支払手数料	805
その他	584
経常利益	4,162
特別損失	535,545
固定資産除却損	3,339
支払補償金	143,124
税引前当期純利益	146,464
法人税、住民税及び事業税	389,081
法人税等調整額	90,513
当期純利益	14,198
	104,711
	284,369

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	3,487,766	3,512,268	△737	4,525,278
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△177,556	△177,556		△177,556
当 期 純 利 益					284,369	284,369		284,369
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	106,813	106,813	—	106,813
当 期 末 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	3,594,579	3,619,082	△737	4,632,092

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	92,400	92,400	4,617,679
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△177,556
当 期 純 利 益			284,369
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,419	14,419	14,419
当 期 変 動 額 合 計	14,419	14,419	121,232
当 期 末 残 高	106,820	106,820	4,738,912

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の……移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……移動平均法

半 製 品……移動平均法

原 材 料……移動平均法

仕 掛 品……個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産除く）……定率法

ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっておりま
す。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年

構築物 10～20年

機械及び装置 17年

工具器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産除く）……定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販
売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間
（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率
により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回
収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上してお
ります。

受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失
が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものにつ
いては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を
計上しております。

アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過
引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上して
おります。

退職給付……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）

② その他の場合

工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,224,045千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

金	銭	債	権	772,305千円
金	銭	債	務	21,324千円

3. 偶発債務

当社及び得意先は、得意先が当社製品を組み込み・納入した機械に関連して、生産物賠償責任保険契約に基づいて保険金を支払ったとして、2018年8月30日付で保険会社より保険代位による求償金263,273千円の支払いを求める訴訟を提起されております。

現時点での影響額は不明であります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

売	上	高	3,175,593千円	
仕	入	高	124,391千円	
そ	他	の	営	
業	取	引	高	5,241千円
営	業	取	引	
以	外	の	取	
引	高		64,659千円	

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 365株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	107,675千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	17,573千円
未払事業税	4,628千円
貸倒引当金	602千円
アフターコスト引当金	12,967千円
関係会社株式否認	101,493千円
投資有価証券	12,054千円
研究開発費	17,525千円
その他	26,745千円
繰延税金資産小計	301,267千円
評価性引当額	△128,154千円
繰延税金資産合計	173,112千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	35,066千円
資産除去債務に対応する除去費用	662千円
前払年金費用	81,434千円
繰延税金負債合計	117,163千円
繰延税金資産純額	55,949千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社	太平洋セメント株式会社	東京都港区	86,174	セメントの製造・販売	(被所有)直接 68.7	兼任 なし	当社 製品 の販売	製品の売上 (注1)	3,155,209	売掛金	751,455

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品の販売等における取引条件は、個別交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社システムベース	岩手県北上市	30	情報サービス	(所有)直接 100.0	兼任 1名	配当金の受取	配当金の受取 (注1)	63,600	—	—
							資金の貸付	資金の貸付 (注2)	200,000	短期貸付金	200,000
								貸付金利息 (注2)	46		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 配当金額は、グループ配当方針に基づき決定しております。

2. 貸付金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 3,202円76銭
- 1株当たり当期純利益 192円19銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による顧客の情報化投資の抑制・延期などの影響は見られましたが、当事業年度の業績への大きな影響は出ておらず、将来においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

パシフィックシステム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 靖 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷川 陽子 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パシフィックシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

パシフィックシステム株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 子 靖 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 川 陽 子 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

パシフィックシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 茂 樹 印

社外監査役 田 中 康 義 印

社外監査役 松 下 満 俊 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	在任年数 (本総会 終結時)	所有する 当社株式 の数
1	わたなべ やすひろ 渡 邊 泰 博 (1960年7月18日生)	1983年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2011年6月 当社取締役 2017年6月 取締役執行役員開発1部長 2018年4月 代表取締役社長（現任）	10年	2,600株
2	おおくぼ みつとし 大久保 光敏 (1960年4月14日生)	1985年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2017年9月 当社執行役員総務部長 2018年4月 専務執行役員人事部長 2018年6月 取締役専務執行役員人事部長 2020年4月 取締役専務執行役員企画部長（現任）	3年	300株
3	やまがみ ひろし 山 上 浩 司 (1962年12月31日生)	1983年3月 システム総合開発株式会社（現パシフィックシステム株式会社）入社 2008年6月 システム2部長 2010年4月 サーバビジネス部長 2013年6月 参与サーバビジネス部長 2015年6月 執行役員アウトソーシング部長兼サーバビジネス部長 2018年4月 執行役員サーバビジネス部長 2018年6月 取締役執行役員サーバビジネス部長（現任）	3年	5,800株
4	ながの りょうじ 永 野 良 治 (1961年3月24日生)	1979年3月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2005年4月 当社西日本支社営業部長 2010年4月 営業1部長兼中部センター長 2012年6月 参与熊谷センター長 2013年6月 執行役員営業3部長 2019年6月 取締役執行役員営業3部長 2021年4月 取締役執行役員営業本部長兼同営業3部長兼同営業業務部長（現任）	2年	2,600株

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	在任年数 (本総会 終結時)	所有する 当社株式 の数
5	すぎやま かずひこ 杉 山 一 彦 (1955年11月30日生)	1981年 4 月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2012年 6 月 当社執行役員アウトソーシング部長 2013年 6 月 株式会社システムベース取締役 2013年 6 月 当社取締役執行役員アウトソーシング部長 2015年 6 月 取締役執行役員プロジェクト・マネジメント・オフィス部長 2016年 6 月 取締役常務執行役員総合企画部長 2018年 6 月 顧問 2019年 6 月 取締役（現任）	2 年	1,500株
6	かとう つとむ 加藤 勉 (1969年 4 月30日生)	1993年 4 月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 1998年10月 同社生産部システム課 2001年 4 月 同社情報システム部 2010年10月 同社経営企画部 I T 企画グループ 2017年 6 月 同社経営企画部 I T 企画グループリーダー（現任） 2017年 6 月 当社取締役（現任）	4 年	-株
7	こしはら さだとし 腰 原 貞 利 (1950年 5 月22日生)	1975年 4 月 富士通株式会社入社 1999年 1 月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社カードシステム事業推進部システム部長 2002年 6 月 同社システムインテグレーション本部第 1 S I 統括部長 2008年 4 月 同社ソリューションビジネス本部長代理 2009年 6 月 株式会社ティー・エフ・シー代表取締役社長 2010年 2 月 富士通エフ・アイ・ピー・システムズ株式会社代表取締役社長 2014年 6 月 同社常任顧問 2015年 6 月 同社顧問 2016年 6 月 当社取締役（現任）	5 年	-株

- (注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各取締役候補者の過去10年間及び現在の太平洋セメント株式会社における業務執行者としての地位及び担当は「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第31条第2項において、非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、加藤勉氏が就任された場合には、非業務執行取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ①非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ②上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の

執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 腰原貞利氏は、社外取締役候補者であります。

なお、腰原貞利氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります

(1) 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

腰原貞利氏は富士通株式会社及び富士通エフ・アイ・ビー株式会社を経て、株式会社ティール・エフ・シー及び富士通エフ・アイ・ビー・システムズ株式会社の代表取締役社長を務められ経営者としての長年の経験、実績、幅広い見識を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第31条第2項において社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、腰原貞利氏が就任された場合には、社外取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償の限度額とする。

②上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役藤井茂樹氏の補欠の監査役として百木田実氏の選任を、社外監査役田中康義氏及び社外監査役松下満俊氏の補欠の社外監査役として上田慎氏の選任を、お願いしたいと存じます。

なお、百木田実氏及び上田慎氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	からきた みのも 百木田 実 (1962年1月21日生)	1984年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2009年6月 当社システム1部長 2010年4月 アウトソーシング部長 2011年4月 開発2部長 2013年6月 執行役員プロジェクト・マネジメント・オフィス部長 2014年6月 執行役員開発3部長 2015年2月 執行役員社長付 2015年6月 顧問 2016年6月 執行役員事業推進室長 2017年6月 執行役員開発3部長 2018年4月 執行役員事業推進室長 2021年4月 執行役員開発統括部長（現任）	900株
2	うえだ しん 上 田 慎 (1975年10月11日生)	2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2000年4月 梶谷総合法律事務所入所（現任）	-株

（注）1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各補欠監査役候補者の過去10年間の地位及び担当は「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

2. 補欠監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 上田慎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

4. 補欠の社外監査役候補者上田慎氏は、現在、梶谷総合法律事務所において弁護士として法務業務に従事しております。

5. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができる と判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

（1）補欠の社外監査役候補者とする理由

上田慎氏は現在、梶谷総合法律事務所にて弁護士として法務業務に従事しております。同氏が社外監査役に就任された場合には企業法務及びコンプライアンスの面から経営全般に対し監視・監督をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

（2）社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

上田慎氏は長年、弁護士として活動してこられ、豊富な法務知識と経験を有し、法務全般に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

なお、上田慎氏が所属する梶谷綜合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、独立性は確保されております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第43条第2項において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、上田慎氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

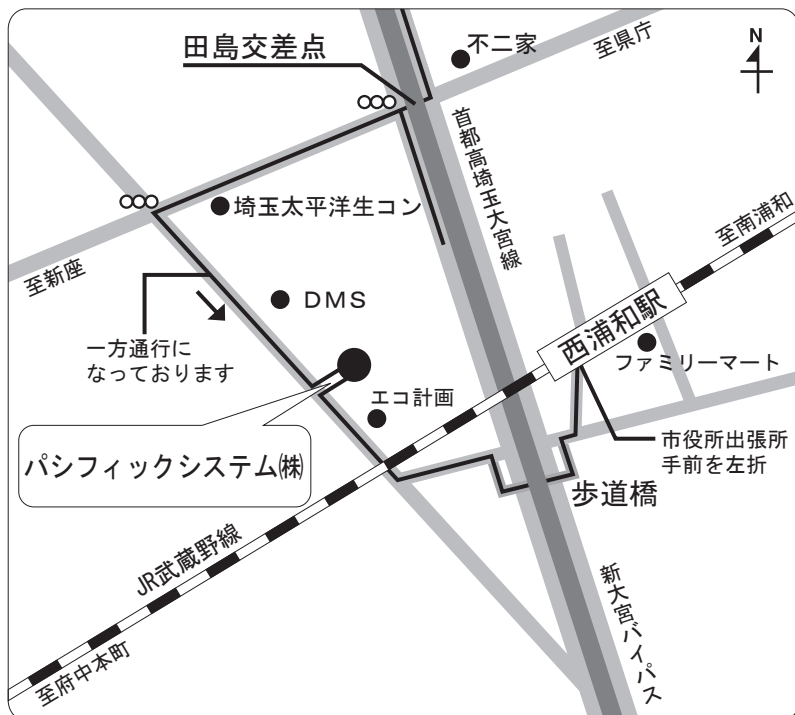
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

会場ご案内略図

埼玉県さいたま市桜区田島 8 丁目 4 番 19 号
パシフィックシステム株式会社 3 階会議室



【最寄り駅】

西浦和駅 (JR武蔵野線) 徒歩 5 分

※本年から、株主総会にご来場される株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。